

令和 4 年 9 月

第三回定例会議案

【經濟觀光局關係分抜粹】

熊 本 市

目 次

議第 149 号	熊本市防災基本条例の制定について……………	1
議第 150 号	熊本市附属機関設置条例の一部改正について……………	9
議第 151 号	熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正 する等の条例の制定について……………	11
議第 152 号	熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一 部改正について……………	25
議第 153 号	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正 について……………	27
議第 154 号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員 の処遇等に関する条例の一部改正について……………	37
議第 155 号	熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改 正について……………	39
議第 156 号	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について……………	45
議第 157 号	公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する 条例の一部改正について……………	49
議第 158 号	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部 改正について……………	51
議第 159 号	熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につ いて……………	57
議第 160 号	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の 一部改正について……………	59
議第 161 号	熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別 措置条例の一部改正について……………	65

議第 1 6 2 号	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例の一部改正について……………	67
議第 1 6 3 号	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 の一部改正について……………	69
議第 1 6 4 号	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び 基準を定める条例の一部改正について……………	71
議第 1 6 5 号	熊本市体育施設条例の一部改正について……………	73
議第 1 6 6 号	熊本市景観審議会条例の一部改正について……………	75
議第 1 6 7 号	熊本市営住宅条例の一部改正について……………	77
議第 1 6 8 号	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例の一部改正について……………	79
自議第 1 6 9 号 至議第 1 8 4 号	市道の認定について（1 6 路線）……………	81
自議第 1 8 5 号 至議第 1 8 6 号	市道の廃止について（2 路線）……………	83
議第 1 8 7 号	訴えの提起について（行政財産の明渡し等に係 る請求事件）……………	85
議第 1 8 8 号	財産の取得について（高規格救急自動車）……………	87
議第 1 8 9 号	財産の取得について（救助工作車）……………	89
議第 1 9 0 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）……………	91
議第 1 9 1 号	工事請負契約締結について（国指定重要文化財 熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事）……………	93
議第 1 9 2 号	工事請負契約締結について（富合中学校校舎増 改築工事）……………	95
議第 1 9 3 号	工事請負契約締結について（白川小学校校舎増 改築工事）……………	97

議第 194 号	工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業クレーン設備改修工事）	99
議第 195 号	工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事）	101
議第 196 号	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（A1－P1・P5）上部工工事）	103
報第 31 号	財政の健全性に関する比率について	105
報第 32 号	資金不足比率について	107
報第 33 号	債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）	109
報第 34 号	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	113
報第 35 号	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	115
報第 36 号	専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更）	117
報第 37 号	専決処分の報告について（熊本競輪場バックスタンド解体その他工事請負契約の変更）	119
報第 38 号	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その9）請負契約の変更）	121
報第 39 号	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P2）工事請負契約の変更）	123

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和 6 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表弓道場の項使用料の欄 2 個人使用料の表中

「		「		
	南部総合 スポーツ センター 植木弓道 場	を	南部総合 スポーツ センター 城南総合 スポーツ センター 植木弓道 場	に改める。
」			」	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（熊本市都市公園条例の一部改正）

- 2 熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 弓道場の項使用料の欄 2 個人使用料の表備考第 3 項中「の弓道場並びに南部総合スポーツセンターの弓道場」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総

合スポーツセンターの弓道場」に改める。

(熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正)

- 3 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表1 総合体育館使用料(2) 一部使用料の表備考第7項中「及び南部総合スポーツセンター」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総合スポーツセンター」に改める。

(提出理由)

城南総合スポーツセンターの弓道場を個人で利用できることとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。